

大原医療保育福祉専門学校千葉校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、「教育基本法」、「学校教育法」に基づき、医療事務・介護・福祉・保育並びにこれらのビジネスに関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって医療・福祉・保育関連産業に従事する有為な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、大原医療保育福祉専門学校千葉校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を、千葉県千葉市中央区弁天1丁目16番2号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	学 科 名	修業 年限	入学定員	総定員
昼	商業実務専門課程	医療事務科	2年	39名	78名
	教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名
		こども保育学科	2年	40名	80名
		保育専攻科	1年	20名	20名
	合 計			139名	258名

なお、介護福祉科における入学定員の学級数は1学級である。

2. 学生は前項に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて在籍することができない。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日
- (5) 春季休業日

- 2. 前項第3号から第5号に規定する休業期間は校長が別に定める。
- 3. 校長が必要であると認める場合には、特別の休業日を定めることができる。
- 4. 校長が必要であると認める場合には、休業日であっても、授業（実習を含む）を行う日とすることができる。
- 5. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学及び休学・復学・転科等

(入学資格)

第8条 本校に入学することができる者は、学校教育法第125条第3項及び同法施行規則第183条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、高等学校を卒業した者と同等以上に学力があると認められた者

(入学時期)

第9条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学手続き・許可)

第10条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第26条に定める入学選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類選考又は必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から所定の日までに第26条に定める入学金を添え入学手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

第11条 学生が疾病、その他やむを得ない理由によって15日以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

- 2. 休学の期間は1年以内とする。
- 3. 前1項の者は休学の理由が消滅した場合には、校長に届け出て、許可を得て復学することができる。

(転科・転学)

- 第12条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
2. 学生が他の学校等への転学を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。
3. 転科、転学の時期については、校長の許可するところによりこれを認める。

(再入学・編入学)

- 第13条 本校への再入学又は編入学を希望する者については、選考のうえこれを許可することがある。
- (1) 専門学校を卒業し、又は退学した者で編入学を希望した者
- (2) 第32条の規定により、本校の一学科を退学した者で本校に再入学を希望した者
2. 編入学又は再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数、単位数の全部又は一部を校長の許可するところにより算入することができる。

第5章 教育課程・授業時間及び授業の終始時刻

(教育課程・授業時間)

- 第14条 本校の教育課程及び授業時間数等は別表のとおりとする。

(授業の終始時刻)

- 第15条 本校の始業及び終業の時刻は、原則として午前9時30分、午後5時とする。

第6章 授業の履修・単位・学業成績及び卒業等

(授 業)

- 第16条 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかにより又はこれらの併用で行うものとする。
2. 複数の課程、学科、クラスで同一授業科目又は同一内容の授業を行う場合、授業等に支障を来さない限り、合同授業又は合併授業を行うことがある。ただし、介護福祉科の領域「介護」に係る合併授業は行わない。
3. 授業科目の履修において、第22条の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。又、別表で定める学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。

(試 験)

- 第17条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等（以下、定期試験等という）により評価する。なお、本校において必要と認めた場合に限り、追試験又は再試験を行う。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。
2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(単 位)

- 第18条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義及び演習にあつては15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 実習・実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。

(学業成績)

- 第19条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とする。
2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準により GP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

- 第20条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定の上、秀・優・良・可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. 介護福祉科及びこども保育学科の履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。

(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習・保育実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者

(3) 介護実習・保育実習については、実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者

(他の大学・専修学校等における授業科目の履修等)

- 第21条 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

(卒業)

- 第22条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限以上在学して、下記に定める授業時間数以上履修し、かつ下記に定めるところにより授業科目および単位数を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。

(1) 医療事務科は、1, 700時間

(2) 介護福祉科は、2, 074時間

(3) こども保育学科は、1, 710時間

(4) 保育専攻科は、930時間

2. 前項に規定する卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。

(進級)

- 第23条 進級の認定は、各学科の各学年において定める授業時間の履修および単位の修得を行い、かつ、出席状況等学習姿勢も考慮の上、進級判定委員会にて審査を行う。

(称号の授与)

- 第24条 前22条の規定により下記学科を修了した者には、次のとおりとする。

(1) 商業実務専門課程医療事務科(2年制)を修了した者には専門士(商業実務専門課程)の称号を授与する。

(2) 教育・社会福祉専門課程介護福祉科(2年制)を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(3) 教育・社会福祉専門課程こども保育学科(2年制)を修了した者には、専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(注意文書)

- 第25条 欠席、遅刻、早退(以下、欠席等)が多く、授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては注意文書を以て指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第26条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名
- (3) 教員 15名以上
- (4) 事務職員 2名以上
- (5) 学校医 1名以上

2. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第8章 納付金・納入・特待生及び納入金の還付

(納付金)

第27条 本校の入学金、授業料等は、別表のとおりとする。

2. 前項に規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

(納入及び納入の特例)

第28条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3. 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。

(特待生)

第29条 本校に在籍する学生の中で特に成績優秀、かつ品行方正にして本校学生の模範となると判断される者、又は本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範となると判断される者に対して、校長はその一定期間における納付金の一部を免除することができる。

(納入金の還付)

第30条 すでに納入した授業料、教材費、維持費、実習・演習費、入学金及び入学選考料は、原則として返還しない。ただし、入学手続き完了から入学年の3月31日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続きにより納入金額から入学金を除いた額を返還する。

第9章 ほう賞・懲戒・退学及び健康診断

(ほう賞)

第31条 成績優秀にして他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(懲戒)

第32条 学生が本校の規則、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

2. 前項に規定する懲戒種類は訓告、戒告、停学および退学とする。

3. 前項に規定する退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。

4. 前2項に規定する停学に係る期間は出席時間数には算入しない。

(退 学)

第33条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第34条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第5条2項に規定する在籍期間を超えた者
- (2) 第11条2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者
- (4) 退学願の返送がない者

(健康診断)

第35条 学校保健法第6条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第10章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第36条 本校の附帯教育事業は次のとおりとする。

科 名	修業期間	総定員	備考
介護職員初任者研修	6ヶ月	40名	
介護福祉士実務者養成課程	6ヶ月	64名	
介護福祉士筆記試験対策	6ヶ月	80名	
保育科（保育士資格取得特例制度）	4ヶ月	40名	
医療事務	6ヶ月	80名	
ケアマネジャー受験対策	4ヶ月	40名	

(注) 授業時間は原則として、土日昼間の部（午前10時～午後5時）、夜間の部（午後6時30分～午後9時30分）週1～4日授業とする。

2. 附帯教育事業の入学金、授業料、教材費その他必要事項は別に定める。

第11章 科目等履修生

(科目等履修生)

第37条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ、履修を認めることができる。ただし、介護福祉科の教育領域『介護』に係る科目履修生の受入は行わない。

2. その他、科目履修生に関する事項は、校長が別に定める。

3. 入学金、授業料等は別に定める。

第12章 雑則

(施行細則)

第38条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日より施行する。

2. 第20条第1項の定めにかかわらず、平成21年度の教職員は以下のとおりとする。

- (1) 校 長 1名
- (2) 教 頭 1名
- (3) 教 員 5名以上
- (4) 事務職員 2名以上
- (5) 学 校 医 1名以上

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年11月29日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める

第14条 別表

(1) ①商業実務専門課程 医療事務科（1年次）

授業科目	必選の別	単位数	年間授業 時間数
<必修>			
医療請求事務基礎Ⅰ	必	2	60
医療請求事務基礎Ⅱ	必	1	30
医療請求事務基礎演習	必	2	60
医療請求事務応用Ⅰ	必	2	60
医療請求事務応用Ⅱ	必	1	30
医療請求事務応用演習	必	1	30
医療秘書実務基礎Ⅰ	必	2	60
医療秘書実務基礎Ⅱ	必	1	30
医療秘書実務基礎演習	必	1	30
医療秘書実践Ⅰ	必	1	30
医療秘書実践Ⅱ	必	2	60
医療秘書実践Ⅲ	必	1	30
一般教養Ⅰ	必	1	30
キャリアデザインⅠ	必	1	30
医療キャリアデザインⅠ	必	1	30
医療秘書実務応用Ⅰ	必	1	30
医療秘書実務応用Ⅱ	必	1	30
医療秘書実務応用演習	必	1	30
医療キャリアデザインⅡ	必	1	30
必修科目計		24	720
<選択科目>			
手話演習	選	1	30
診療報酬基礎	選	1	30
診療報酬応用Ⅰ	選	2	60
診療報酬応用Ⅱ	選	2	60
診療報酬演習	選	2	60
患者接遇論Ⅰ	選	1	30
病院実習Ⅰ	選	2	60
ビジネス教養Ⅰ	選	1	30
医療キャリアデザインⅢ	選	2	60
患者接遇論概論	選	1	30
病院実習Ⅱ	選	2	60
医師事務作業補助Ⅰ	選	1	30
医師事務作業補助Ⅱ	選	2	60
医師事務作業補助演習	選	1	30
ビジネス文書作成	選	1	30
一般教養Ⅱ	選	1	30
病院研究	選	1	30

必は必修科目、選は選択科目を表す。

就業に必要な時間は、必修科目・選択科目を合わせて年間 800 時間以上を履修する。

学習スケジュールに従い、1年次と2年次を合わせて1,700時間以上を履修することとする。

(1) ②商業実務専門課程 医療事務科 (2年次)

授業科目	必選の別	単位数	年間授業 時間数
<必修科目>			
医療秘書実践Ⅳ	必	2	60
キャリアデザインⅡ	必	1	30
キャリアデザインⅢ	必	1	30
医療秘書実践Ⅴ	必	2	60
ビジネス教養Ⅱ	必	1	30
接遇論マナー実践	必	2	60
医療ビジネスマナーⅠ	必	2	60
請求事務実践Ⅰ	必	1	30
病院実習Ⅲ	必	2	60
病院実習Ⅳ	必	2	60
必修科目計		16	480
<選択科目>			
医療キャリアデザインⅣ	選	1	30
医療キャリアデザインⅥ	選	1	30
Excel 基礎	選	2	60
Excel 応用	選	1	30
こころとからだのしくみと生活支援	選	2	60
ケア計画基礎論	選	2	60
医療キャリアデザインⅧ	選	2	60
簿記入門Ⅰ	選	1	30
3級商業簿記基礎	選	3	90
3級簿記総合	選	4	120
ビジネスマナー	選	2	60
医療ビジネスマナーⅡ	選	1	30
請求事務実践Ⅱ	選	1	30
社会保険基礎論	選	1	30
医学知識	選	1	30
パソコン実習Ⅰ	選	1	30
病院実習Ⅴ	選	2	60
病院実習Ⅵ	選	2	60
病院実習Ⅶ	選	1	30
病院実習Ⅷ	選	2	60
医療ボランティア実践Ⅰ	選	1	30
医療ボランティア実践Ⅱ	選	2	60
医療ボランティア概論	選	1	30

必は必修科目、選は選択科目を表す。

就業に必要な時間は、必修科目・選択科目を合わせて年間 800 時間以上を履修する。

学習スケジュールに従い、1 年次と 2 年次を合わせて 1,700 時間以上を履修することとする。

令和 6 年度入学生以降に適用する。

(2) ①教育・社会福祉専門課程 介護福祉科（1年次）

領域	授業科目	必修 の別	単位数	授業時間数
人間と社会	人間の理解Ⅰ	必	1	30
	人間の理解Ⅱ	必	2	60
	社会の理解	必	2	60
	人間と社会特論Ⅰ	選	1	30
介護	介護の基本Ⅰ	必	1	30
	介護の基本Ⅱ	必	1	30
	介護の基本Ⅲ	必	1	30
	介護の基本Ⅳ	必	1	30
	介護の基本Ⅴ	必	1	30
	介護の基本Ⅵ	必	1	30
	コミュニケーション技術Ⅰ	必	1	30
	生活支援技術の基本	必	2	60
	日常生活介護Ⅰ	必	1	30
	日常生活介護Ⅱ	必	1	30
	日常生活介護Ⅳ	必	1	30
	介護過程Ⅰ	必	1	30
	介護総合演習Ⅰ	必	2	40
	介護総合演習Ⅱ	必	2	40
	介護実習Ⅰ	必	3	120
	介護実習Ⅱ	必	4	160
	介護特論Ⅰ	選	1	30
	介護特論Ⅱ	選	1	30
	介護特論Ⅲ	選	1	30
	介護実践Ⅰ	選	1	30
	介護実践Ⅱ	選	1	30
こころとからだのしくみ	認知症の理解	必	2	60
	こころとからだのしくみⅠ	必	1	30
	こころとからだのしくみⅡ	必	1	30
	こころとからだのしくみⅢ	必	1	30
	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	選	1	30
必修科目単位数及び授業時間数			34	1,050
選択科目単位数及び授業時間数			7	210
総単位数及び授業時間数			41	1,260

必は必修科目、選は選択科目を表す。

(2) ②教育・社会福祉専門課程 介護福祉科（2年次）

領域	授業科目	必選 の別	単位数	時間数
人間と社会	レクリエーション基礎	必	1	30
	レクリエーション指導	必	2	40
	社会常識	必	1	30
	情報科学演習	必	1	30
	人間と社会の総合	必	1	30
	人間と社会特論Ⅱ	選	1	30
	福祉実務	選	1	30
介護	コミュニケーション技術Ⅱ	必	1	30
	福祉住環境Ⅰ	必	1	30
	家事介護	必	1	30
	日常生活介護Ⅲ	必	1	30
	日常生活介護Ⅴ	必	1	30
	利用者の状態・状況に応じた介護技術	必	1	30
	介護過程Ⅱ	必	2	60
	介護過程Ⅲ	必	2	60
	介護総合演習Ⅲ	必	2	40
	介護実習Ⅲ	必	4	176
	介護の総合	必	3	90
	介護特論Ⅳ	選	1	30
	福祉住環境Ⅱ	選	1	30
	介護実践Ⅲ	選	1	30
	介護実践Ⅳ	選	1	30
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	必	2	60
	障害の理解	必	2	60
	こころとからだのしくみⅣ	必	1	30
	こころとからだのしくみの総合	必	1	30
	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	選	1	30
医療的ケア	医療的ケア	必	3	78
必修科目単位数及び授業時間数			34	1,024
選択科目単位数及び授業時間数			7	210
総単位数及び授業時間数			41	1,234

必は必修科目を表し、選は選択科目を表す。

令和3年度入学生以降に適用する。

(3) ①教育・社会福祉専門課程 こども保育学科 (1年次)

領域	授業科目	必選の別	単位数	年間授業時間数
教養	健康科学	必	1	15
	スポーツ (実技)	必	1	30
	英語コミュニケーション I	選1	2	60
	一般教養	選1	2	30
	ビジネス教養	選1	2	30
	情報リテラシーと処理技術	選1	2	60
	憲法	選1	2	30
保 に 育 関 の す 本 る 質 科 ・ 目 的	保育原理	必	2	30
	保育原理Ⅱ	選2	2	30
	子ども家庭福祉	必	2	30
	子ども家庭福祉Ⅱ	選2	2	30
	社会福祉	必	2	30
	社会的養護Ⅰ	必	2	30
	保育者論	必	2	30
科目 関 理 対 保 す 解 象 育 る に の	子どもの理解と援助	必	1	30
保 に 育 関 の す 内 容 科 ・ 目 方 法	保育内容総論	必	1	30
	保育内容 (健康)	必	1	30
	保育内容 (人間関係)	必	1	30
	保育内容 (環境)	必	1	30
	保育内容 (言葉)	必	1	30
	保育内容 (表現)	必	1	30
	乳児保育Ⅰ	必	2	30
	子どもの健康と安全	必	1	30
	言語表現	必	1	30
	造形表現Ⅰ	必	1	30
	音楽とリズム	必	1	30
	レクリエーション概論	選2	2	30
	レクリエーション指導法	選3	2	60
	児童レクリエーション概論	選2	2	30
	こどもと音楽	選2	1	15
	鍵盤奏法の基礎	選3	2	60
実 保 習 育	保育実習Ⅰ①	必	2	80
	保育実習指導Ⅰ①	必	1	30
独 自 科 目	コミュニケーション論	選4	1	30
	コミュニケーション論Ⅱ	選4	1	30
	キャリア教育Ⅰ	選4	2	30
	キャリア教育Ⅱ	選4	2	30
	キャリア教育Ⅲ	選4	2	30
	保育インターンシップⅠ	選4	1	30
	保育インターンシップⅡ	選4	1	30
必修科目単位数及び授業時間数			28単位	665時間
選択科目単位数及び授業時間数			11単位以上	195時間以上
総単位数及び授業時間数			39単位以上	860時間以上

必は必修科目、選は選択科目を表す。

修業に必要な時間は、必修科目・選択科目を合わせて850時間以上を履修する。

学習スケジュールに従い、860時間以上を履修することとする。

選1は、6単位以上を選択必須とする。

選2は、3単位以上を選択必須とする。

選3は、2単位以上を選択必須とする。

選4は、任意選択とする。

(3) ②教育・社会福祉専門課程 こども保育学科（2年次）

領域	授業科目	必選の別	単位数	年間授業時間数
関日本保 科的質育 るに・の 科目	教育原理	必	2	30
	子ども家庭支援論	必	2	30
解保 に育 関の す対 る象 科の 目理	子どもの食と栄養	必	2	60
	保育の心理学	必	2	30
	子ども家庭支援の心理学	必	2	30
	子どもの保健	必	2	30
	こども学概論	選2	2	30
	子どもの理解と援助Ⅱ	選2	1	30
保 育 関の す内 容 科・ 目方 法に	保育の計画と評価	必	2	30
	乳児保育Ⅱ	必	1	30
	障害児保育	必	2	60
	社会的養護Ⅱ	必	1	30
	子育て支援	必	1	30
	保育方法論	選1	2	60
	身体表現	必	1	30
	小児体育	選2	1	30
	造形表現 2	選1	2	60
	音楽表現 1	選2	1	30
	鍵盤奏法の応用	選1	2	60
保 育 実 習	保育実習Ⅰ②	必	2	80
	保育実習指導Ⅰ②	必	1	30
	保育実習Ⅱ	必	2	80
	保育実習指導Ⅱ	必	1	30
総合演習	保育実践演習	必	2	60
独 自 科 目	卒業研究	選3	1	30
	コミュニケーション論Ⅲ	選3	1	30
	キャリア教育Ⅳ	選3	2	30
	保育インターンシップⅢ	選3	1	30
	保育インターンシップⅣ	選3	1	30
必修科目単位数及び授業時間数			28単位	700時間
選択必修科目単位数及び授業時間数			5単位以上	150時間以上
総単位数及び授業時間数			33単位以上	850時間以上

必は必修科目、選は選択科目を表す。

修業に必要な時間は、必修科目・選択科目を合わせて850時間以上を履修する。

学習スケジュールに従い、850時間以上を履修することとする。

選1は、4単位以上を選択必須とする。

選2は、1単位以上を選択必須とする。

選3は、任意選択とする。

令和5年度入学生以降に適用する。

(3) ③教育・社会福祉専門課程 保育専攻科

授業科目	必選の別	単位数	年間授業時間数
〈必修〉			
一般教養Ⅰ	必	1	30
キャリアデザインⅠ	必	1	30
キャリアデザインⅡ	必	1	30
保育キャリアデザイン	必	1	30
パソコン演習	必	1	30
図画工作	必	1	30
音楽・リズム表現Ⅰ	必	1	30
実習事前指導	必	1	30
保育・幼稚園実習	必	2	60
小児援助技術Ⅰ	必	2	60
小児援助技術Ⅱ	必	2	60
医学と疾病	必	1	30
ボランティア実践	必	2	60
障害児（者）援助論	必	1	30
保育実践演習Ⅰ	必	2	60
保育実践演習Ⅱ	必	2	60
保育実践演習Ⅲ	必	1	30
卒業研究	必	1	30
必修科目合計		24	720
〈選択〉			
児童レクリエーションⅠ	選	1	30
児童レクリエーションⅡ	選	1	30
保育現場実践演習Ⅰ	選	1	30
保育現場実践演習Ⅱ	選	1	30
発達心理学	選	1	30
養護内容	選	1	30
音楽・リズム表現Ⅱ	選	1	30
音楽・リズム表現Ⅲ	選	1	30
保育相談支援	選	1	30
表現と言葉	選	1	30
地域子育て支援	選	1	30
保護者と家庭支援	選	1	30
ビジネスマナー実践	選	1	30

必は必修科目、選は選択科目を表す。

修業に必要な時間は、必修科目・選択科目を合わせて800時間以上を履修する。

学習スケジュールに従い、930時間以上を履修することとする。

必修科目の他に、選択科目から7単位以上を履修することとする。

第 27 条 別表

課程名	学 科 名	入学金	授業料	教材費	維持費	実習・ 演習費	合 計
商業実務 専門課程	医療事務科	200,000 円	1,360,000 円	160,000 円	240,000 円	400,000 円	2,360,000 円
教育・社会福祉 専門課程	介護福祉科	200,000 円	1,360,000 円	160,000 円	400,000 円	400,000 円	2,520,000 円
	こども保育 学科	200,000 円	1,360,000 円	160,000 円	240,000 円	400,000 円	2,360,000 円
	保育専攻科	200,000 円	680,000 円	80,000 円	120,000 円	200,000 円	1,280,000 円

(注 1) 入学選考料は、20,000 円とする。

(注 2) こども保育学科で公務員（資格職）を選択した場合には、別途費用負担（実費）が生じる。

(注 3) 保育専攻科の入学金は本校専門課程修了者が入学する場合は、免除とする。